

「にじゅうまるプロジェクト」参加活動規約

2011年8月19日制定

1. (名称) 本事業は、「にじゅうまるプロジェクト」と称する。

2. (事務所) 事務所は、国際自然保護連合日本委員会内におく。

3. (目的) 本事業は、① 生物多様性条約戦略計画 2011-2020 (通称「愛知ターゲット」)に関する情報を提供し、参加・行動を呼び掛けること、② 多くの、多様なセクターを愛知ターゲット達成に巻き込むこと、③ 参加した多様な団体との連携を図り、個別目標毎の取組み事例や知見の共有を推進すること、④ 市民独自の視点で目標達成状況を評価(政策提言)する場を作り出すことをもって、愛知ターゲットの実現を支えることを目的とする。

4. (性格) にじゅうまるプロジェクトは、宣言・参加型キャンペーンを中心に、ウェブ・セミナーによる情報発信、ワークショップによる普及啓発、参加団体のネットワーク化などはかることで、生物多様性の保全・愛知ターゲットの実現に貢献する活動である。

5. (宣言団体)

5-1. 参加資格

- (1) 日本国内のすべての団体は、「にじゅうまるプロジェクト事務局」(以下「事務局」)に対し、別記様式第1号「にじゅうまるプロジェクト宣言フォーム」の申請書を提出し、参加承認を得ることで「にじゅうまるプロジェクト」に参加することができる。
- (2) 申請書の記載等から「にじゅうまるプロジェクト」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加が承認されないことがある。
- (3) 参加申請書類及び参加申請に関する添付書類は、参加申請に伴う確認及び事務局からの連絡以外の用途に使用することはない。
- (4) 参加申請書類及び参加申請に関する添付資料は返却しない。また、これらの書類は活動終了時まで保管し、保管期間を経過したものは破棄することとする。

5-2. 参加のとりやめ

- (1) 参加宣言を行った団体(以下、宣言団体)は、事務局に対し、電子メールで届出をすることにより、いつでも「にじゅうまるプロジェクト」への参加を取りやめることができる。
- (2) 前項の場合においても、事務局は、宣言団体の過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、「にじゅうまるプロジェクト」活動に利用することができる。

5-3. 宣言資格の取り消し

事務局は、宣言団体が次のいずれかに該当する場合、宣言団体の参加資格を取り消すことがある。

- (1) 倒産、解散した場合
- (2) 「にじゅうまるプロジェクト」の趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められた場合
- (3) 活動の強制や、疑わしい行動で利益誘導を行ったと認められた場合
- (4) 法令や公序良俗に反する行為をした場合
- (5) 宣言団体が本活動規約または「にじゅうまるプロジェクト」ロゴマーク使用規約に違反し、事務局による是正勧告に従わない場合
- (6) その他、にじゅうまるプロジェクトの信用を傷つける行為を行ったと認められた場合

6. (サポーター)

6-1. 参加資格

- (1) 日本国内のすべての団体・個人は、「にじゅうまるプロジェクト事務局」(以下「事務局」)に対し、電子メールもしくは「にじゅうまるプロジェクト」ウェブサイトにある申請フォームのいずれかの方法で「にじゅうまるプロジェクトサポーター」に届出をすることで「にじゅうまるプロジェクトサポーター」になることができる。
- (2) 届け出内容から「にじゅうまるプロジェクト」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、届け出が受理されないことがある。
- (3) サポーター届け出の際に記載された連絡先は、サポーター届け出に伴う確認及び事務局からの連絡以外の用途に使用することはない。

6-2. 参加のとりやめ

- (1) サポーターの届け出を行ったもの（以下、サポーター）は、事務局に対し、電子メールで届出をすることにより、いつでも「にじゅうまるプロジェクト」への参加を取りやめることができる。
- (2) 前項の場合においても、事務局は、サポーターの過去の参加に伴う活動報告等に関する情報を保有し、「にじゅうまるプロジェクト」活動に利用することができる。

5-3. 宣言資格の取り消し

事務局は、サポーターが次のいずれかに該当する場合、サポーターの届け出を取り消すことがある。

- (1) 倒産、解散した場合
- (2) 「にじゅうまるプロジェクト」の趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められた場合
- (3) 活動の強制や、疑わしい行動で利益誘導を行ったと認められた場合
- (4) 法令や公序良俗に反する行為をした場合
- (5) サポーターが本活動規約または「にじゅうまるプロジェクト」ロゴマーク使用規約に違反し、事務局による是正勧告に従わない場合
- (6) その他、にじゅうまるプロジェクトの信用を傷つける行為を行ったと認められた場合

7. (活動)

- (1) 宣言団体は、「にじゅうまるプロジェクト」の目的を達成するために、生物多様性保全につながる具体的な行動を計画し、愛知目標で定められている 20 の目標に重点を置いて、実行し、見直し、改善する。
- (2) サポーターは、「にじゅうまるプロジェクト」の目的を達成するために、届出に基づく方法からにじゅうまるプロジェクトへの支援を行う。

8. (活動期間) 宣言団体・サポーターによる「にじゅうまるプロジェクト」の活動は、宣言団体の申請した活動期間または 2021 年 3 月 31 日までとする。

9. (活動の掲示) 宣言された活動は、関係する愛知ターゲット、関連リンクとともに、にじゅうまるプロジェクトウェブサイトに掲載される。ただし、ウェブシステムの制限上、宣言された活動の一部しか掲載されない場合がある。

10. (活動報告等)

- (1) 宣言団体は、事務局が求めた場合、活動期間における活動実績（活動報告書、ロゴ使用実績等）を事務局まで報告する。
- (3) 宣言団体の担当者は、事務局から要望があった場合には、適宜、アンケート調査に協力する。

※ なお、宣言団体をお願いするアンケートは、本事業の進捗状況の把握や来年以降の計画立案の資料収集などを目的としたものである。ご回答いただいたアンケートのうち、宣言した活動の進捗状況に関しては、ウェブサイト等での掲載に活用し、それ以外の内容は統計的に処理し、組織が特定されるようなかたちでの結果公表を行うことは一切ない。

11. (ロゴマークの使用規定)

- (1) 宣言団体・サポーターは、申請によりロゴマークの使用承認を得ることで、ロゴマークを無償で使用することができる。
- (2) 宣言団体・サポーターは、ロゴマークの使用にあたり、「にじゅうまるプロジェクトロゴマーク使用規約」を遵守する。
- (3) ロゴマークの使用承認を受けた宣言団体・サポーターは、活動終了日を含む年度の年度末（3 月 31 日）まで、ロゴマークを使用することができる。

12. (規約の改訂) 本活動規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

13. (免責) にじゅうまるプロジェクトに宣言された活動は宣言団体の責任においてなされ、宣言された活動によって生じた損害に対し、にじゅうまるプロジェクトは一切の責任を負わない。宣言団体およびその事業活動全部に対して、にじゅうまるプロジェクトの趣旨に合致することを保障するものではない。

附 則

本活動規約は、2011 年 8 月 19 日より施行する。

改正 2012 年 6 月 19 日

2015 年 3 月 10 日